

## 女子刑事施設と女性刑務官

### 【女子刑事施設と女性刑務官】

近年、国内では犯罪件数が減少傾向にあると言われており、一見、犯罪が少なくなったため、刑事施設の役割も少なくなったように思えますが、女性受刑者には、男性受刑者以上の急速な「高齢化」、社会復帰の困難さ、異常な食行動を繰り返す摂食障害などの「精神障害」を有する者の比率の高さなどの特徴があることが指摘されており、これらの者の処遇に当たって、様々な困難に直面することが少なくありません。

このような難しい状況下にあいながらも、刑事施設に勤務する女性刑務官たちは、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図りながら、規律と秩序ある刑事施設のあるべき環境を保持する責務を果たし、日々受刑者の生活を見守り、悩みに応え、必要な指導を行うなど、全人格をもって受刑者と向き合い、改善更生や社会復帰に向けた働きかけを行っています。

### 四国で唯一女性受刑者を収容する 松山刑務所西条刑務支所の特色

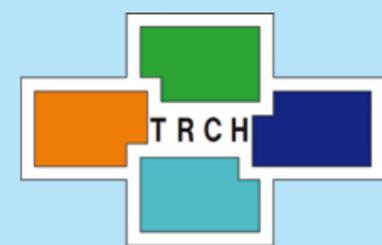


平成26年度に四国で初めて女性受刑者を収容する施設となりました。  
豊かな自然に囲まれた外堀のない開放的な施設です。  
収容定員は、女性83名、男性40名。



# 女性刑務官 のしごと

人の心と向き合い、  
改善更生の手助けをする  
仕事です。



法務省 高松矯正管区

## 刑務官になると（待遇等）

### ○給与・諸手当

刑務官には、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表（一）に比べて12%程度給与水準の高い公安職俸給表（一）が適用されます。その他、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）、扶養手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

### ○勤務時間・休暇

1週当たりの勤務時間は、38時間45分（土日とは限りませんが、4週間で8日の週休日があります。）であり、主として交替制勤務（昼間勤務と昼夜勤務があります。）に従事します。休暇制度は、年次休暇（年間20日、余れば20日まで翌年繰越し）のほかに夏季休暇などの各種休暇制度が設けられています。

### ○勤務地・制服・宿舎

勤務地については、本人の希望を考慮して決定しており、原則として採用庁を所管する矯正管区の管轄地域内で異動します。制服は定期的に貸与されます。宿舎は、勤務庁の近隣に設けられており、宿舎費は原則として無料となります。また、宿舎に空きがないなどで、アパート等を借りた場合には、額に応じて家賃の一部が支給されます。（最大28,000円）

### ○福利厚生

国家公務員は、国家公務員共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡の場合には、厚生年金制度の適用を受けることができます。

## キャリアアップを志す女性に

### ○初等科研修

新たに刑務官として採用されると、採用された刑事施設での研修のほか、矯正研修所高松支所等において約2か月半の集合研修を受け、刑務官としての基礎的な知識と技能を身に付けます。

### ○中等科研修

初等科研修を修了してから2年後には、初級幹部職員となるための研修の受験資格が得られます。約3か月の集合研修の後、係長クラスへの道が開かれます。

### ○高等科研修

中等科研修修了者には、上級幹部職員となるための研修の受験資格があります。約6か月の集合研修の後、様々な責任あるポストを経験し、将来は施設長等への道が開かれます。



### 刑務官採用試験



詳細は法務省HPへ！

### 受験資格

- ①一般区分 17歳以上30歳未満
- ②社会人区分 30歳以上40歳未満
- ③武道区分 17歳以上30歳未満  
(柔道又は剣道の実技試験を実施)

## 両立支援制度の概要

### 妊娠・出産

#### ◇深夜勤務及び超過勤務の制限

妊産婦である場合、深夜(午後10時から午前5時)勤務及び超過勤務を制限する制度

#### ◇健康診査及び保健指導のための職務専念義務免除

妊産婦が、健康診査及び保健指導の受診のために勤務しないことが認められる制度

#### ◇業務軽減等

妊産婦である場合、業務の軽減又は他の軽易な業務に就くことができる制度

#### ◇通勤緩和

通勤時の混雑が妊娠中の職員の負担になる場合、1日につき1時間以内で勤務しないことが認められる制度

#### ◇休息、捕食のための職務専念義務免除

妊娠中の職員が母体保持等のために休息又は捕食するために必要な時間勤務しないことが認められる制度

#### ◇産前・産後休暇

産前6週間前から出産の日まで休暇を取ることができる制度。出産の翌日から原則として8週間は休暇を取ることになります。

#### ◆配偶者出産休暇

妻の出産に伴う入院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇

#### ◆育児参加のための休暇

妻の産前産後期間中に、子の養育を行う男性職員に与えられる休暇

### 育児

#### ◎育児休業

子が3歳に達する日まで、休業することができる制度

#### ◎育児短時間勤務

小学校就学前の子を養育するために、短い勤務時間で勤務することができる制度

#### ◎育児時間

小学校就学前の子を養育するために、1日につき2時間以内で勤務しないことが認められる制度

#### ◎保育時間

生後1年未満の子を養育するため、1日2回それぞれ30分以内で勤務しないことが認められる制度

#### ◎子の看護休暇

小学校就学前の子の看護のために年5日(子が2人以上の場合は10日)まで取得できる休暇

#### ◎早出遅出勤

小学校未就学児の養育や放課後児童クラブ等に通う小学校等就学児の送迎、要介護者の介護のため、勤務時間帯をずらして勤務することができる制度

#### ◎深夜勤務の制限

小学校未就学児の養育や要介護者の介護のため、深夜(午後10時から午前5時)勤務を制限することができる制度

#### ◎超過勤務の免除

3歳に達するまでの子の養育や要介護者の介護のため、超過勤務をしないことが認められる制度

#### ◎超過勤務の制限

小学校未就学児の養育や要介護者の介護のため、超過勤務を制限することができる制度

#### ◎フレックスタイム制

小学校6年生までの子の養育や要介護者を介護する職員は、通常のフレックスタイム制より柔軟な仕組みを利用することができます。

◎：男女ともに利用できる制度

◇：女性職員のみ利用できる制度

◆：男性職員のみ利用できる制度

### 介護

#### ◎短期介護休暇

要介護者の介護のため、年5日(要介護者が2人以上の場合は10日)まで取得できる休暇

#### ◎介護休暇

要介護者の介護のため、最大6か月まで(3回まで分割可)取得できる休暇

#### ◎介護時間

要介護者の介護のため、連続する3年の期間内、1日につき2時間以内で勤務しないことが認められる制度

様々な支援制度で  
働く女性をサポートします。



刑務所の勤務スケジュール（処遇部門の一例）



# 先輩女性刑務官からのメッセージ

❖採用13年目

私は、今現在、周囲の職員と支え合いながら炊事工場を担当として勤務しています。受刑者を指導していくなかで、様々な考え方や、育成歴、価値観を持った受刑者を、改善更生させるためには、どのような指導方法がいいのか、日々考えながら指導をし、受刑者が二度と刑務所に戻ってこないように願いながら勤務をしています。また、刑務官は、色々な業務があるので、幅広く、自分自身のスキルアップもできる仕事だと思います。

❖採用9年目

後輩職員に伝えたいことはたくさんありますが、一番に伝えたいことは、仕事と子育てを両立するための制度が充実していることです。採用当初は全く支援制度について知りませんでした。実際に自分が妊娠した際に初めて知る制度がたくさんありました。体調面での不安や出産後の勤務について心配していましたが、育児制度・育児時間などの取得で仕事と家庭を両立することができています。刑務官人生を長く見据えた時に、両立支援制度が豊富であれば、どちらかを優先してしまうことなく、両立して過ごすことができます。

❖採用12年目

刑務官は、再犯防止のため日々受刑者と接し、矯正処遇を行わなければならない重い責任を伴う仕事ですが、女性受刑者の個々の資質に応じて、時には厳しく、時には温かみをもって女性ならではの視点で指導ができる大変やりがいのある仕事です。両立支援制度も充実しており、同じ悩みを持つ上司や同僚のサポートのもと、安心して勤務を続けられますので、ぜひ皆さんの力を活かしてほしいと思います。

❖採用37年目

私は高松刑務所の作業部門で働いています。高松刑務所は男性受刑者を収容している施設ですが、私以外にも女性職員が働いており、刑務所は決して怖い職場ではありません。私自身、刑務官になり立ての頃は職場になじむのが大変でしたが、先輩から仕事を教わっていくうちに仕事を覚え、やりがいを感じ、今に至っています。最初は不安でも、助けてくれる人たちが大勢います。お待ちしております。

❖採用23年目

「刑務所」や「刑務官」と聞いて、怖い、厳しいなどといったマイナスイメージばかり持たれている方も多いのではないのでしょうか。確かに、年中無休・24時間稼働する刑務所の勤務に対し、「楽」と思ったことは一度もありません。しかし、不幸にも罪を犯してしまった人に愛情を注ぎ、改善更生の道に導くこの仕事は、自分自身も大きく成長することができる素晴らしい職業であると感じています。皆さんもこの世界に飛び込んで、私と一緒に働きませんか。

❖採用9年目

特殊な勤務を続けていく上で、悩んだ時期もありましたが、良い上司や同僚など、周りの環境に恵まれて現在まで続けることができています。仕事と育児の両立支援制度が充実しており、育児休業を取得しました。仕事復帰するにあたって、職場にいろいろ配慮していただいたおかげで、現在も仕事と育児を両立しながら勤務することができています。この仕事は、安心・安全な社会を実現する上でなくてはならないと思っています。

❖採用7年目

採用されてから、7年目になりました。最初は刑務官や刑務所に対して、全く知識がなく、正直少し恐怖心もあり、自分が本当に働いていけるか不安でしたが、上司や先輩職員の方々、そして同僚に支えていただき、日々奮闘し、気付けば8年目を迎えようとしています。特に両立支援制度も充実しており、息子を出産した際には、様々な休暇や制度を使わせていただき、今現在も、子どもの保育園の送迎の時間などを考慮していただいた配置に就かせていただいています。特別な能力や知識は必要ありません！一生懸命に取り組む姿勢とやる気があれば大丈夫です！ぜひ、刑務官採用試験を受験してみませんか？



初心者でも大丈夫！基礎からきちんと指導します。



柔道か剣道のどちらかを選んで訓練します。

業務・分野の幅は広く、様々な活躍の場があります。



自分の能力を存分に発揮できます。

受刑者と向き合い、改善更生や社会復帰を手助けします。



夜間も被収容者の様子を見守ります。

各種研修・訓練も充実！



備えあれば憂いなし！常に準備は万端に！

